

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第93号 岩国市税条例等の一部を改正する条例

議案第94号 岩国市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第96号 岩国市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第97号 岩国市生活交通バス45人乗りの買入れについて

議案第98号 装束ポンプ場改修工事請負契約の一部変更について

議案第99号 字の区域の変更について

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第97号 岩国市生活交通バス45人乗りの買入れについての審査におきまして、委員中から、45人乗りのバスを購入する必要性についての質疑があり、

当局から、「年間の利用者数は1万9,000人程度で、令和2年度及び令和3年度の乗客数は最大で33人となっているため、45人乗りの中型バスを選定した」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 装束ポンプ場改修工事請負契約の一部変更についての審査におきまして、

委員中から、「2億1,890万円で契約締結してから約3か月後に変更し、契約金額が108万6,800円の増額となるのはどういった理由なのか」との質疑があり、

当局から、「今回の契約変更については、県から労務単価の変更に伴う特例措置の通達があり、その条件を満たす相手方から、新たな労務単価に基づいた請負代金に変更したい旨の申出があったため、契約を変更するものである」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。